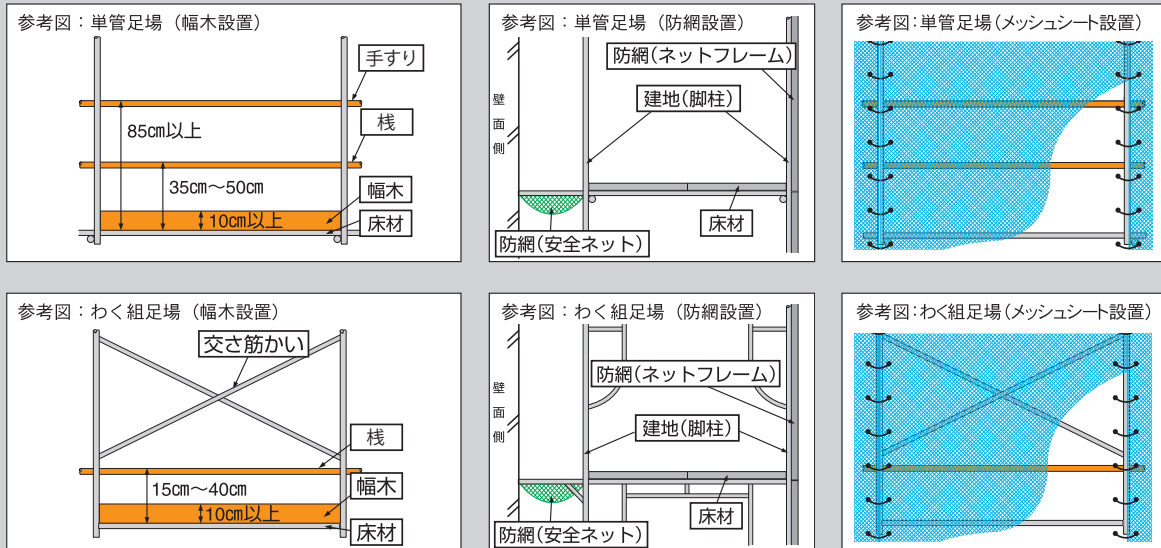


I. 物の落下防止関係

**規則** 幅木（高さ10cm以上）、防網又はメッシュシート等の設置。



II. 手すり先行工法等の「より安全な措置」

厚生労働省では「手すり先行工法等に関するガイドライン」を定めています。労働安全衛生関係法令と相まって、足場を必要とする建設工事について、手すり先行工法による足場の組立て、解体又は変更の作業(以下「足場の組立て等の作業」という。)を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、労働者の足場からの墜落等を防止し、併せて快適な職場環境の形成に資することを目的とする。

III. 足場の安全点検について

1. 足場の組立・変更時点検の充実

**規則**

事業者または注文者（足場の組み立てを発注し、他の請負人の労働者に使用させる特定元方事業者等）は「足場又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、それぞれにおける作業を開始する前」の点検が義務付けられました。また、点検の結果及びその結果に基づいて修理等の措置を講じた場合の内容を記録し、足場又は作業構台を使用する作業が終了するまでの間、これを保存しなければなりません。

**部長通達（推進要綱等）**

点検の実施者については、原則、足場の組立等作業主任者、元方安全衛生管理者等（一・二級及び木造建築士、一・二級建築施工管理技士、一・二級土木施工管理技士、技術士等含む）であって、足場の点検について、安衛法第19条の2に基づく足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している等（例えば全国仮設安全事業協同組合の仮設安全監理者資格取得講習受講者《仮設安全監理者》）十分な知識、経験を有する者を指名することと、点検者の職氏名を記入できる足場の種類・機材に応じたチェックリストを作成して点検を行うように指導する。

2. 作業開始前点検の義務化

**規則**

作業を行なう足場の部分について、新たにその日の作業を開始する前に点検することを義務化しています。

**部長通達（推進要綱等）**

作業開始前の日々の点検の実施者は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名。

IV. その他

**規則**

足場と同様の墜落災害防止措置の規定がある架設通路及び作業構台についても、I及びIIIと同様に、改正労働安全衛生規則ならびに安全衛生部長通達が適用されます。また、足場の組立てなどの作業に特別教育が必要です。